

平成 2 9 年 度

財政援助団体等監査報告書

(一般社団法人 伊那市観光協会)

伊 那 市 監 査 委 員

29伊監第46号
平成30年3月30日

伊那市長 白鳥 孝 様
伊那市議会議長 黒河内 浩 様

伊那市監査委員

登内 正史
伊藤 穂波
伊藤 泰雄

平成29年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

目 次

第 1	監査の対象	1
第 2	監査の実施期間	1
第 3	監査の手続及び着眼点	1
第 4	監査対象団体の概要	2
第 5	監査の結果	6

平成29年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の対象

平成27年度伊那市観光協会及び平成28年度一般社団法人伊那市観光協会（以下「観光協会」という。）に対する次の財政援助に係る出納その他の事務の執行、並びに商工観光部観光課（以下「観光課」という。）の財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

（1）平成27年度伊那市観光協会

- ・伊那市観光協会負担金
- ・「信州そば発祥の地 伊那」PR費負担金
- ・「信州そば発祥の地 伊那」そばスタンプラリー賞品 協賛そば店お食事券負担金
- ・南アルプスジオライナーPR費負担金
- ・観桜期二次交通PR費負担金

（2）平成28年度一般社団法人伊那市観光協会

- ・一般社団法人伊那市観光協会に係る負担金
- ・合併10周年記念新宿区民交流事業に係る負担金
- ・JR東海と連携した旅行商品の貸切バス運行負担金
- ・パノラマライナーPR事業負担金
- ・「信州そば発祥の地 伊那」スタンプラリー実施負担金

第2 監査の実施期間

平成29年10月31日から平成30年3月28日まで
(説明聴取 平成29年12月5日)

第3 監査の手續及び着眼点

観光協会の上記負担金に係る事業の出納その他の事務の執行について、観光協会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他の関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手續を実施した。

また、観光課の上記負担金に係る事務の執行について、観光課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認められた監査手續を実施した。

- (1) 負担金に係る会計経理内容は適正か。
- (2) 負担金事業が目的に沿って適正に行われているか。
- (3) 負担金額及び支出は適正に行われているか。

第4 監査対象団体の概要

1 総括的概要

観光協会は、3市町村合併による新伊那市誕生後も旧市町村単位で活動していた伊那観光協会、高遠町観光協会及び長谷村観光協会が、平成20年4月1日に統合し、「伊那市観光協会」として活動してきた。

平成26年度に「観光協会の役割、使命が変わりつつある中、自立化に向けて検討」した結果、「組織体制を強化」し「自己財源を確保する」ことにより、観光協会の自立化を図るため、平成28年4月1日に「一般社団法人伊那市観光協会」として発足し、次の事業を行っている。

- (1) 観光客の誘致促進
- (2) 観光情報の提供及び収集
- (3) 観光行事の開催及び助成
- (4) 観光資源の開発及び受入環境整備の支援
- (5) 観光に関する講演会・研修会等の開催
- (6) 旅行業法に基づく旅行業
- (7) 観光案内所の運営
- (8) 観光物産の宣伝及び販売
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 組織

- (1) 法人の構成員（平成28年度）
会員 団体会員8団体、個人会員133名（法人を含む）、
賛助会員87名、推薦会員1名 合計229名
（会員のうち団体会員、個人会員及び推薦会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。）
- (2) 役員等
理事15名（うち代表理事・会長1名、理事・副会長3名、理事10名、常務理事（事務局長）1名）、監事2名
- (3) 職員
事務局長（常務理事）1名、事務局次長1名
常勤職員7名、非常勤職員4名

3 財務状況

平成28年度において一般社団法人化されたことにより、観光協会の財務会計は公益法人会計基準により経理されている。観光協会の平成28年度収支計算書によると、事業活動収入計 74,277,626 円、事業活動支出計 59,907,384 円、事業活動収支差額 14,370,242 円であった。また、投資活動収入計 0 円、投資活動支出計 1,000,000 円、投資活動収支差額△1,000,000 円であった。当期収支差額は 13,370,242 円となった。

事業活動収入計 74,277,626 円に占める伊那市から支出された負担金は「一般社団法人伊那市観光協会に係る負担金」59,322,000 円、「「信州そば発祥の地 伊那」スタンプラリー実施負担金」1,067,576 円、「パノラマライナーPR事業負担金」1,137,024 円で負担金合計は 61,526,600 円であり、事業活動収入計に占める伊那市からの負担金の割合は 82.8%であった。

これに対して自己財源とみなすことができるのは、会費 2,034,000 円及び収益事業 1,571,626 円の、合わせて 3,605,626 円であり、4.9%であった。

事業活動支出計 59,907,384 円に占める事業費支出は 52,629,580 円、管理費は 7,206,804 円であった。特に事業費支出において、広報・宣伝事業 16,897,663 円が 32.1%、桜プロモーション 10,277,285 円が 19.5%であった。

平成28年度財務状況

事業活動収入計	74,277,626 円	……㊦
事業活動支出計	59,907,384 円	……㊧
事業活動収支差額	14,370,242 円	……㊠ (㊦—㊧)
投資活動収入計	0 円	……㊨
投資活動支出計	1,000,000 円	……㊩
投資活動収支差額	△1,000,000 円	……㊡ (㊨—㊩)
当期収支差額	13,370,242 円	……㊠+㊡

年度別収入内訳

(単位:円)

収入	(平成26年度)		平成27年度		平成28年度		増減(28-27)
会費	1,900,000	3.1%	1,872,000	2.5%	2,034,000	2.8%	162,000
負担金	54,125,720	87.1%	58,948,038	79.8%	61,526,600	82.8%	2,578,562
補助金	21,600	0.0%	7,200	0.0%	67,548	0.1%	60,348
収益事業	1,114,841	1.8%	913,272	1.3%	1,571,626	2.1%	658,354
諸収入(雑収入)	95,592	0.2%	174,778	0.2%	94,144	0.1%	△ 80,634
繰越金(寄附金)	4,875,018	7.8%	11,951,047	16.2%	8,983,708	12.1%	△ 2,967,339
収入額計	62,132,771		73,866,335		74,277,626		411,291

年度別事業費内訳

(単位:円)

支出	(平成26年度)		平成27年度		平成28年度	
広告宣伝事業費	9,712,868	19.3%	11,948,539	18.3%	16,897,663	27.7%
誘客事業費	10,345,949	20.6%	18,454,383	28.2%	24,872,989	40.8%
特産品事業費	81,599	0.2%	267,304	0.4%	333,416	0.5%
販売品作成費	540,000	1.1%	0	0.0%	0	0.0%
教育旅行事業	732,483	1.4%	600,294	0.9%	3,493,915	5.7%
インバウンド事業	2,189,718	4.4%	2,887,761	4.4%	5,702,578	9.4%
広域観光事業費	48,820	0.1%	2,000	0.0%	338,134	0.6%
人件費・事務費	26,530,287	52.9%	30,564,657	46.8%	9,268,689	15.2%
予備費	0	0.0%	638,400	1.0%	0	0.0%
歳出額計	50,181,724		65,363,338		60,907,384	

* 平成28年度から法人化により公益法人会計基準により経理されている。

* 平成28年度分の各事業費は収支計算書により便宜的に数値を振り分けた。

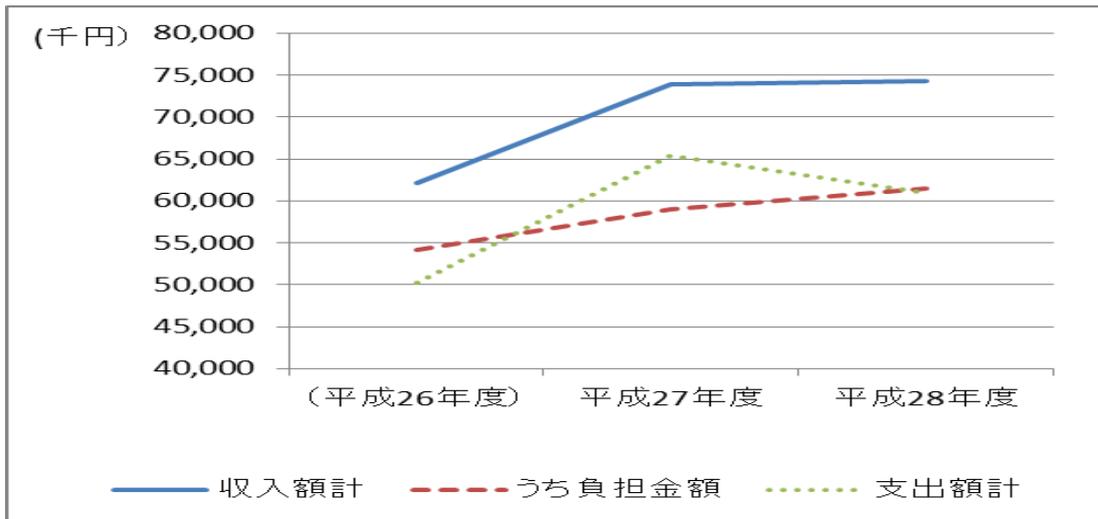
* 平成27年度までは個別事業とは別に人件費が計上されているが、平成28年度では事業費に人件費の一部が配分されているため、単純に比較できない。

収入額支出額推移

(単位:円)

	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度
収入額計	62,132,771	73,866,335	74,277,626
うち負担金額	54,125,720	58,948,038	61,526,600
支出額計	50,181,724	65,363,338	60,907,384
収入額計-支出額計	11,951,047	8,502,997	13,370,242
負担金額-支出額計	3,943,996	△ 6,415,300	619,216

* 平成26年度、平成28年度においては、伊那市から支出された負担金額が観光協会の年間の支出額を上回っている。



平成27年度負担金 観光協会収入額内訳 (円)		備考
伊那市観光協会負担金	55,935,000	観光課支出負担金額 58,818,038円
南アルプスジオライナーPR負担金	1,622,138	
「信州そば発祥の地 伊那」PR費負担金	886,680	
観桜期二次交通PR費負担金	374,220	
「信州そば発祥の地 伊那」そばスタンプラリー賞品協賛そば店お食事券負担金	130,000	観光課支出科目 報償費
合計	58,948,038	

平成28年度負担金 観光協会収入額内訳 (円)		備考
一般社団法人伊那市観光協会に係る負担金	59,322,000	観光課支出負担金額 62,373,290円
「信州そば発祥の地 伊那」スタンプラリー実施負担金	1,067,576	
パノラマライナーPR事業負担金	1,137,024	
合計	61,526,600	
合併10周年記念新宿区民交流事業に係る負担金	544,390	うち観光協会立替処理額 846,690円
JR東海と連携した旅行商品の貸切バス運行負担金	302,300	
(観光協会立替処理額合計)	846,690	

第5 監査の結果

監査の結果、負担金に係る観光協会における出納その他の事務及び観光課における出納その他の事務については概ね良好であるが、次のとおり検討、改善等を要する事項が見受けられたので、観光課も含め必要な措置を講じられたい。

1 負担金事務について

市の財政状況が厳しい状況にある中で、市の観光行政の推進を図るため観光PR業務を中心に観光協会の役割が増大しており、市から支出される負担金額も年々増大している。法人化の重要な目的のひとつである「自己財源を確保」し「観光協会の自立化を図る」ためにも、市の財政援助から脱却する方策を検討されたい。

定款第7条に定められているとおり、会員は「事業活動に経常的に生じる費用に充てるため…(中略)…総会において別に定める額を支払う義務を負う」が、28年度の会費収入は、収入額の2.8%にすぎず、市からの「負担金」が82.8%となっている。

市が支出している現行の「負担金」は、法令又は契約等によるものでなく、観光協会の構成団体として支出しているものでもない。また、その額は会費相当金額を大きく超えており、「補助金」や「委託料」の性格を有しているものといえる。

観光協会の平成28年度決算では、この「負担金」の総額が事業活動費より多くなっており、好ましくない。観光課においては、市で観光協会の経費に対し助成するにあたり、助成根拠の客観性、透明性を明らかにするため要綱等により対象経費等について基本的な枠組みを明らかにした上で、予算査定の段階から観光協会の事業計画、事業効果及び対象経費を分析し、その経費負担が真に必要なものであるか精査するとともに、決算の際には適切に精算が行われるよう指導されたい。

平成27年度の「そばスタンプラリー賞品協賛そば店お食事券負担金」は、商品券の発行額全額を市から観光協会へ一括して支出し、そば店からの請求によって観光協会から各そば店へ振り込まれていた。発行された商品券は請求期間内に使用されていないものもあり、未請求分について精算されたい。

平成28年度に行われた「合併10周年記念新宿区民交流事業に係る負担金」「JR東海と連携した旅行商品の貸切バス運行負担金」の2事業について、収入と支出を相殺する立替処理が行われていた。立替処理自体は誤りとはいえないが、これらの事業に対して伊那市から支払いされた負担金が、観光協会の会計上において経理されておらず、

好ましくない。今後、市からの収入について収支計算書へ記載し、立替処理は行わないようにされたい。

平成28年度のパノ라마ライナーPR事業負担金による「南アルプスジオライナーのチラシ及びパノ라마ライナーのチラシ作成業務」において、内税での契約に対し外税で請求があり、支出するという誤りがあった。契約締結時には内容を十分精査するとともに、支払いの際には請求金額と契約金額を確認して、誤りのない支出をされたい。

また、この事業で作成したチラシデザインを流用しポスターを作成していたが、チラシ作成業務の仕様書ではポスター作成のためにデザインを流用することについて示されていなかった。デザインの流用に当たっては仕様書に明記されたい。

2 観光課と観光協会の役割の明確化について

観光協会は、平成28年度に「組織体制を強化」し「自己財源を確保する」ことにより、観光協会の自立化を図るため法人化し一般社団法人となった。法人化により信用度も高くなり、市と観光協会の役割がより明確化されたことは評価する。

一方、平成28年度の観光協会の事務において、観光協会起案文書で観光課の合議がされていたり、観光協会発出の通知書に観光課職員名が事務局として記載されているなど、不適切な事例がみられた。観光課と観光協会との役割を明確にする上でも、決裁、通知等の事務上の取り扱いも明確に区別されたい。

観光協会と市の役割をより明確にし、観光協会の自立化を図るためにも、財政援助を行っている伊那市の長が観光協会の長であることは適切でなく、伊那市長の兼務を解消されたい。

3 組織体制の強化と自己財源の確保について

観光協会会員数は平成27年度195名、平成28年度229名、平成29年度283名と増加しており、評価する。これは主としてボランティアガイドや農家民泊に係る農家等の賛助会員の増加によるものである。更なる組織体制の強化のためには団体会員、個人会員の増加が必要であり、引き続き会員増加に取り組まされたい。

観光協会の平成28年度収支計算書によれば、自己財源としては、会費収入2,034,000円、収益事業1,571,626円が主なものである。平成28年度に行われた法人化にともない地域限定旅行業の登録を行ったことは、農家民泊、国内教育旅行の誘致、インバウンドへの対応等の事業展開を期待でき、新たな収益事業として自己財源の確保につながるものとして評価するものである。

収益事業ではオリジナル土産等の販売、旅行取扱手数料が主なもの

であるが、収入全体に対して2.1%を占めるに過ぎない。今後、さらなる自己財源の確保に努められたい。

平成29年度財政援助団体等監査の指摘事項に対する処理状況

(財政援助団体) 一般社団法人 伊那市観光協会、(所管課) 観光課

指摘事項	処理状況
<p>監査の結果、負担金に係る観光協会における出納その他の事務及び観光課における出納その他の事務については概ね良好であるが、次のとおり検討、改善等を要する事項が見受けられたので、観光課も含め必要な措置を講じられたい。</p> <p>1 負担金事務について</p> <p>市の財政状況が厳しい状況にある中で、市の観光行政の推進を図るため観光PR業務を中心に観光協会の役割が増大しており、市から支出される負担金額も年々増大している。法人化の重要な目的のひとつである「自己財源を確保」し「観光協会の自立化を図る」ためにも、市の財政援助から脱却する方策を検討されたい。</p> <p>定款第7条に定められているとおり、会員は「事業活動に経常的に生じる費用に充てるため…(中略)…総会において別に定める額を支払う義務を負う」が、28年度の会費収入は、収入額の2.8%にすぎず、市からの「負担金」が82.8%となっている。</p> <p>市が支出している現行の「負担金」は、法令又は契約等によるものでなく、観光協会の構成団体として支出しているも</p>	<p>観光協会負担金については、基本額プラス特別要件に係わる事業分を支払っています。</p> <p>自主財源確保に向けては、旅行業等による収入もありますが、わずかなものとなっています。</p> <p>県内にある他の観光協会でも、市等から何らかの受託事業により、事業収入を得ているケースが多い状況です。</p> <p>今後、少しでも事業収入を増やすための方策を、市としても観光協会と一緒に考えていきます。</p>

指摘事項	処理状況
<p>のでもない。また、その額は会費相当金額を大きく超えており、「補助金」や「委託料」の性格を有しているものといえる。</p> <p>観光協会の平成28年度決算では、この「負担金」の総額が事業活動費より多くなっており、好ましくない。観光課においては、市で観光協会の経費に対し助成するにあたり、助成根拠の客観性、透明性を明らかにするため要綱等により対象経費等について基本的な枠組みを明らかにした上で、予算査定の段階から観光協会の事業計画、事業効果及び対象経費を分析し、その経費負担が真に必要なものであるか精査するとともに、決算の際には適切に精算が行われるよう指導されたい。</p> <p>平成27年度の「そばスタンプラリー賞品協賛そば店お食事券負担金」は、商品券の発行額全額を市から観光協会へ一括して支出し、そば店からの請求によって観光協会から各そば店へ振り込まれていた。発行された商品券は請求期間内に使用されていないものもあり、未請求分について精算されたい。</p> <p>平成28年度に行われた「合併10周年記念新宿区民交流事業に係る負担金」「JR東海と連携した旅行商品の貸切バス運行負担金」の2事業について、収入と支出を相殺する立替処理が行われていた。立替処理自体は誤りとはいえない</p>	<p>市から支出している「負担金」については、支出根拠を明らかにしたうえで、精査したうえで支出していくとともに、年度末には適切に精算が行われるようしていきます。</p> <p>今後、同様の事業を展開する場合には、未請求分が発生した場合には、精算を行います。</p> <p>平成30年度からは、市からの収入について収支計算書へ記載し、立て替え処理は行わないようにします。</p>

指摘事項	処理状況
<p>が、これらの事業に対して伊那市から支払いされた負担金が、観光協会の会計上において経理されておらず、好ましくない。今後、市からの収入について収支計算書へ記載し、立替処理は行わないようにされたい。</p> <p>平成28年度のパノラマライナーPR事業負担金による「南アルプスジオライナーのチラシ及びパノラマライナーのチラシ作成業務」において、内税での契約に対し外税で請求があり、支出するという誤りがあった。契約締結時には内容を十分精査するとともに、支払いの際には請求金額と契約金額を確認して、誤りのない支出をされたい。</p> <p>また、この事業で作成したチラシデザインを流用しポスターを作成していたが、チラシ作成業務の仕様書ではポスター作成のためにデザインを流用することについて示されていなかった。デザインの流用にあたっては仕様書に明記されたい。</p> <p>2 観光課と観光協会の役割の明確化について</p> <p>観光協会は、平成28年度に「組織体制を強化」し「自己財源を確保する」ことにより、観光協会の自立化を図るため法人化し一般社団法人となった。法人化により信用度も高くなり、市と観光協会の役割がより明確化されたことは評価する。</p>	<p>誤りのないよう処理していきます。</p> <p>デザイン流用についても、仕様書に明記していきます。</p> <p>観光課と観光協会との役割を明確にし、事務上の取扱いについても明確に区別していきます。</p> <p>会長については、民間からの登用を検討していきます。</p>

指摘事項	処理状況
<p>一方、平成28年度の観光協会の事務において、観光協会起案文書で観光課の合議がされていたり、観光協会発出の通知書に観光課職員名が事務局として記載されているなど、不適切な事例がみられた。観光課と観光協会との役割を明確にする上でも、決裁、通知等の事務上の取り扱いも明確に区別されたい。</p> <p>観光協会と市の役割をより明確にし、観光協会の自立化を図るためにも、財政援助を行っている伊那市の長が観光協会の長であることは適切でなく、伊那市長の兼務を解消されたい。</p> <p>3 組織体制の強化と自己財源の確保について</p> <p>観光協会会員数は平成27年度195名、平成28年度229名、平成29年度283名と増加しており、評価する。これは主としてボランティアガイドや農家民泊に係る農家等の賛助会員の増加によるものである。更なる組織体制の強化のためには団体会員、個人会員の増加が必要であり、引き続き会員増加に取り組まされたい。</p> <p>観光協会の平成28年度収支計算書によれば、自己財源としては、会費収入2,034,000円、収益事業1,571,626円が主なものである。平成28年度に行われた法人化にともない地域限定旅行業の登録を行ったことは、農家民泊、国内教育旅</p>	<p>引き続き会員増加に取り組みます。</p> <p>引き続き、自主財源確保に努めていきます。</p>

指摘事項	処理状況
<p>行の誘致、インバウンドへの対応等の事業展開を期待でき、新たな収益事業として自己財源の確保につながるものとして評価するものである。</p> <p>収益事業ではオリジナル土産等の販売、旅行取扱手数料が主なものであるが、収入全体に対して2.1%を占めるに過ぎない。今後、さらなる自己財源の確保に努められたい。</p>	